

令和3年度綾川町教育・保育施設入園申込のご案内

1 就学前児童が利用できる教育・保育施設について

綾川町では、就学前児童が利用できる施設として、下記のこども園があります。利用を希望をする施設を選んでください。

2 施設一覧

施設名	定員	1号	2号	3号	乳児保育	延長保育	一時保育	子育て支援センター	電話番号
昭和こども園	220	●	●	●	○6ヶ月～	○	○	○	877-1391
陶こども園	190	●	●	●	○10ヶ月～	○			876-1777
滝宮こども園	280	●	●	●	○10ヶ月～	○	○	○	876-1776
羽床こども園	90	●	●	●		○			876-1775
羽床上こども園	45	●	●	●		○			878-1462
山田こども園	120	●	●	●	○6ヶ月～	○			878-2680
山田こども園 粉所分園	30	●							878-2680 (山田こども園)

(●印のある施設が利用できます。)(○印は、実施事業です。)

- * 1号は、満3歳以上で午後2時までの教育標準時間利用を希望される方
- * 2号は、満3歳以上で保育を希望される方(保育を必要とする事由が必要です)
- * 3号は、満3歳未満で保育を希望される方(保育を必要とする事由が必要です)
- * 1号認定児は、午前8時30分から午後2時まで保育します。(春休み、夏休み、冬休み有)
- * 2号・3号認定児は、申出により午前7時30分から午後6時30分まで保育します。
(延長保育は、1歳以上が対象で午後7時までです。)

3 入園手続

(1) 入園の受付

日時：**11月17日(火)～18日(水)午前8時～午後5時**

※上記の日程で都合が悪い方は、事前に入園希望施設へ申し出てください。

場所：入園を希望する施設

持ち物：はんこ

※上記期間中であれば、受付日による優先順位はありません。

※今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昭和・滝宮こども園を新規で希望される方は、0.1歳児は午前中、2～5歳児は午後からの申請にご協力をお願いします。



あゆちゃん
綾川町子育て
イメージキャラクター

(2) 入園申込に必要な書類(用紙は11月2日より子育て支援課・支所住民係・各施設に備えます。)

- ①施設入園申込書・・・児童1人につき1枚(家族の個人番号〈マイナンバー〉の記入が必要)
- ②申込書に添付する書類・・・児童1人につき各1枚(2号・3号認定の児童のみ)
(2人以上申込の場合はどちらか一方はコピーでも可)
- ③調査書・・・・・・・・児童1人につき1枚

(3) その他

- * 令和3年度途中入園を希望している方も、申込をしてください。
- * 入園申込には、お子さんとご一緒においでください。面接も兼ねさせていただきます。
- * 申込後に家庭の状況・住所・勤務先等、申込内容に変更が生じた場合には、速やかに施設へ届けてください。入園後についても同様です。
- * 現在、町内のこども園に通っているお子さんについては、現況届をお渡ししますので、現況届により、お申込ください。
- * 施設の定員に余裕のない場合、第一希望の施設に入園できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- * 詳しくは、役場子育て支援課・支所住民係・各施設に「令和3年度入園の案内」のパンフレットを**11月2日(月)**より備えますのでご覧ください。



かんちゃん

問い合わせ先／子育て支援課 ☎ 876-6510